

令和 8 年第 3 回平群町議会

臨時会会議録（第 1 号）

招 集 年 月 日	令和 8 年 5 月 8 日			
招 集 の 場 所	平群町議会議場			
開 会 （ 開 議 ）	5 月 8 日 午 前 1 0 時 2 4 分 宣 告 （ 第 1 日 ）			
出 席 議 員	1 番 関 順 子	2 番 須 藤 啓 二	3 番 岩 崎 真 滋	4 番 長 良 俊 一
	5 番 山 本 隆 史	6 番 稲 月 敏 子	7 番 植 田 い ず み	8 番 山 口 昌 亮
	9 番 井 戸 太 郎	1 0 番 山 田 仁 樹	1 1 番 森 田 勝	1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し			
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦
	教 育 長	上 田 薫	理 事	寺 口 浩 代
	総 務 部 長	山 崎 孔 史	住 民 福 祉 部 長	松 本 光 弘
	事 業 部 長	竹 吉 一 人	教 育 部 長	酒 井 智 志
	政 策 推 進 課 長	浦 井 久 嘉	総 務 防 災 課 長	福 井 伸 幸
	税 務 課 長	松 本 浩 至	住 民 生 活 課 長	勝 山 修 志
	健 康 保 険 課 長	吉 田 尚 起	こ ども 支 援 課 長	唐 崎 恵 子
	観 光 産 業 課 長	川 端 康 嗣	都 市 建 設 課 長	西 岡 亨
	教 育 委 員 会 総 務 課 長	西 岡 直 美	政 策 推 進 課 参 事	森 下 正 則
	総 務 防 災 課 参 事	岡 田 康 裕	住 民 生 活 課 参 事	藤 本 佳 利
	教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	田 中 伸 明		

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会議務局長 主 幹 主 任	浅井利育 北川美奈子 川原千幸
町長提出議案の題目	承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて (平群町税条例の一部を改正する条例について) 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度平群町一般会計補正予算(第 8 号)について) 議案第 26 号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 同意第 2 号 監査委員の選任に同意を求めることについて	
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 1 番 関 順 子 2 番 須 藤 啓 二	

令和 8 年 第 3 回 (5 月)

平群町議会臨時会議事日程 (第 1 号)

令和 8 年 5 月 8 日 (金)

午前 10 時開議

- | | | |
|-------|----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平群町税条例の一部を改正する条例について) |
| 日程第 4 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和 7 年度平群町一般会計補正予算 (第 8 号) に
ついて) |
| 日程第 5 | 議案第 26 号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に
ついて |
| 日程第 6 | | 常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任につい
て |

令和 8 年 第 3 回 (5 月)
平群町議会臨時会追加議事日程

(第 1 号の追加)

追加日程第 1	議長辞職の件
追加日程第 2	議長の選挙
追加日程第 3	副議長辞職の件
追加日程第 4	副議長の選挙
追加日程第 5	特別委員会の委員の辞任許可について
追加日程第 6	特別委員会の委員の選任について
追加日程第 7	同意第 2 号 監査委員の選任に同意を求めることについて

開 会 （午前 10 時 24 分）

○議 長

皆さん、改めましておはようございます。

感染症予防の観点により、本議会中、議場内でのマスク着用について許可いたします。

議会開催前に副町長から発言を求められていますので、許可いたします。副町長。

○副町長

ただいま議長の許可を頂きましたので、発言させていただきます。

まず、5月1日から10月31日までの間、エコスタイルを実施をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、今年4月の人事異動に伴いまして、新たに配属となりました課長級以上の職員を紹介させていただきます。役職、所属、氏名を順次申し上げます。

理事、まち未来推進課長事務取扱、寺口浩代。事業部長、竹吉一人。教育部長、酒井智志。総務部税務課長、松本浩至。住民福祉部住民生活課長、勝山修志。住民福祉部こども支援課長、唐崎恵子。住民福祉部健康保険課長、吉田尚起。事業部観光産業課長、川端康嗣。事業部都市建設課長、西岡亨。教育委員会総務課長、西岡直美。総務部政策推進課参事、森下正則。総務部総務防災課参事、岡田康裕。住民福祉部住民生活課参事、清掃センター所長事務取扱、藤本佳利。教育委員会総務課参事、学校給食センター所長事務取扱、田中伸明。

以上で紹介を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

ここで説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議 長

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和8年平群町議会第3回臨時会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。西脇町長。

○町 長

皆様、改めましておはようございます。

臨時会の招集に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和8年第3回の臨時会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用のところ、お集まりを頂き、誠にありがとうございます。議員各位におかれましては、本町行政に対しまして格別の御協力を頂き、感謝申し上げます。

3月の第2回の定例議会から本日までの主な出来事について御報告を申し上げます。

3月7日には、第21回市町村対抗子ども駅伝大会が樫原運動公園で開催され、各小学校から選ばれた選手が練習の成果を発揮し、6区間、総距離約10キロを1本のたすきにそれぞれの思いを込めてたすきをつなぎ、ゴールいたしました。県全体で19位、町村の部では7位と健闘いたしました。

3月22日には、みんなでトレッキング in 平群2026として、島左近の山城であります椿井城跡まで往復5キロの道のりを参加者の皆様が、戦国武将が見ていた景色をのんびり歩きながら楽しい1日をお過ごしいただきました。

4月4日には鳴川千光寺の戸開式が行われました。千光寺は、役行者が大峯山を開かれる以前に修行を積まれた霊場として知られ、古来より元山上と呼ばれてまいりました。戸開式は、行場である元山上ヶ岳の山開きに当たり、冬の閉ざされていた山を再び開く大変な重要な節目の法会であります。千光寺では、華美ではなく、石仏、行場の全てが祈りの空間として守られ、修験道の精神が今も息づく場所であります。この地が長きにわたり受け継いできた信仰と文化は平群町の大切な宝であり、私たちが未来へと伝えていくべき誇りでもあります。

春は卒業、入学の季節であり、各学校やそれぞれの園において、3月には卒業式、卒園式が、4月には入学式、入園式が行われ、園児・児童・生徒の皆様は、これまでの学びやから、新たな学びやへと巣立っていかれました。皆様のこれからの御活躍を御祈念申し上げます。

竜田川の魅力づくりのイベントとして、4月3日から5日の3日間、プリズムめぐりから西宮親水公園までの間、桜のライトアップを行いました。多くの町民の皆様がお越しになり、ライトアップされた桜と竜田川の水面に映える桜を楽しんでいただきました。

4月6日から4月15日の10日間、春の交通安全運動が実施されました。新年度が始まる春は通学や通勤環境が変わり、慣れない道路を通る人も増えることから、通学路の生活道路での安全確保、運転者の意識向上、自転車利用のルール等の徹底が重要なテーマとなっており、地域で交通事故のないまちづくりに努め、子どもから高齢者まで、より一層安全で安心して暮らせることができ

る地域社会の実現を図ってまいります。

4月10日には、人権を確かめ合う日として、生駒郡4町で一斉集会を開催いたしました。全ての人々が人権を尊重し、差別や偏見のない社会づくりを進めてまいります。

4月19日には、住環境美化のために住民の皆様の御協力をお願いし、春の環境愛護デーを実施いたしました。

4月21日から5月12日まで、多くの方に御協力を頂いておりますこいのぼりの吹き流しを掲揚し、五月晴れの空に泳ぐこいのぼりを御覧いただきたいと思ひます。

4月23日には、時代祭りが15回という節目を迎えるに当たり、祭りの象徴であるオリジナルポスターを日本郵便株式会社様に、「へぐり時代祭り～自然と歴史の玉手箱～」を記念したフレーム切手を制作していただき、贈呈式を行いました。今回のフレーム切手は、平群町の歴史、文化、そして地域の皆様の思いが込められた、まさに平群らしさを象徴する1枚です。この切手が町内外の多くの方々に平群の魅力を知っていただくきっかけとなり、さらなる交流と発展につながることを期待しております。

4月24日には、第31回奈良県消防操法大会に平群町消防団が生駒南支部の代表として出場するに当たり、結団式を挙行政いたしました。消防操法大会は消防団員が消防機械器具の操作技術を競い合う大会で、消防技術の向上と士気高揚を目的としています。選手7名が大会出場に向けて訓練を行ってまいります。

4月27日には、地域公共交通の確保・維持や利用促進に関する課題解決に向け、近畿運輸局と平群町が地域公共交通の課題解決に向けた協定を締結いたしました。平群町では、これまでコミュニティバスの運行など、地域公共交通の維持、強化に取り組んでまいりました。しかし、人口減少や高齢化の進行、運転士不足、利用者の減少といった全国的な課題は私たちの町においても例外ではありません。近畿運輸局から、課題解決に向けた専門的な御助言や他地域の先進事例を踏まえ、具体的な提案を頂けることは、平群町にとって大変心強い支えとなります。協定締結は、町の公共交通を守る段階から未来に向けてつくり直す段階へと踏み出す大きな一歩であると考えております。近畿運輸局との連携の下、地域の皆様の声を丁寧に伺いながら、平群町にふさわしい持続可能な交通体系の構築に向けて全力で取り組んでまいります。

4月29日には、平群町一大イベントとなりました第15回へぐり時代祭りを開催いたしました。今回も、町内の中学生や高校生が実行委員として企画から運営まで参加をしていただきました。若い世代が関心を持ち、これからの時

代祭りを継承・発展していく担い手として活躍されることを期待しております。今回は、一期一会をキャッチフレーズに、平群駅前を歩行者天国にし、時代行列にダンスパフォーマンスを企画し、また、どんぐり広場では音楽演奏、ダンスなど、パフォーマンスを、歴史ウオークや数多くの模擬店にも参加を頂きました。当日は多くの来場者に来ていただき、平群の歴史に思いをはせる折々の衣装に身を包んだ歴史上の人物、時代行列は勇壮であり、大盛況に終わりました。ボランティアスタッフの方、協賛を頂きました企業をはじめ、関係各位の皆様、この時代祭りの開催に当たり、御尽力を賜りましたことを御礼申し上げます。

さて、本臨時会におきましては、専決処分の承認案件が2件、条例改正が1件、合計3件の案件を上程しております。いずれの議案におきましても、慎重に御審議を賜り、原案どおり承認、可決賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本臨時会の議事日程はお手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

本日の議事日程の報告を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告どおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、1番、関議員、2番、須藤議員を指名いたします。本臨時会の会期中、よろしくお願いいたします。

続きまして

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日と決定いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日１日と決定いたしました。

続きまして

日程第３ 承認第２号 専決処分の承認を求めることについて

（平群町税条例の一部を改正する条例について）

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

承認第２号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○８番

ちょっとこの説明ではなかなか理解が難しいんですが、まず軽自動車のほうなんですけれどもね、環境性能割がなくなることで、税収にどのような影響があるのか、まずその点、お答えいただけますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

軽自動車税の環境性能割の部分が、県から納付される分が減収となる見込みでございます。令和７年度分につきましては、約３２０万５，０００円ぐらいございましたので、そういった部分が影響を受けると。ただ、その安定財源を確保するため、国のほうが検討しまして、令和８年度減収分については地方特例交付金により補填するというようなことでございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○８番

これについては、もう既に当初予算に入ってるんですか。減収も補填も両方とも入ってるんですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

予算上、環境性能割の地方特例交付金のところにまず予算を組ませていただいております、特例交付金といたしまして。軽自動車税減収補填特例交付金といたしまして、300万円予算計上させていただいておると。

そしてまた、環境性能割の町民税の分につきましては、県から2か月遅れで町のほうに納付されておりますので、登録月が令和8年2月、3月の2か月分のみ、令和8年度予算の歳入で30万1,000円の予算を見込んでおります。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○8 番

ということは、町の財政には影響はないと、こういうことですね。

それからもう1点、その個人住民税の関係で、これもなかなかこの説明だけでは、内容の変更ないということなんですけれども、要するに、住宅ローンに対する税金の税額控除ということなんですけれどもね、その項ずれ変更と期間延長だけということになってるんですが、これ、もうずっと何回も延長してますよね。例えば、住民の皆さんに説明する場合、令和10年までという、2年間延長するということは、その2年間、これまでと同じように、新たに住宅ローンを組んだ人が8年度以降も対象になるという、ただそれだけの考えだということよろしいですか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

すみません、個人住民税関係ということで、ちょっとこちらの書き方というのが個人町民税の住宅借入等特別税額控除ということで、改正となっております。この附則第5条の4というのは、住宅ローンにおける居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合の減額控除に関する規定を、こちらを削除したということでございます。そして、住宅ローンの控除につきましては、まだ、今回ですね、住宅ローン控除につきましては期間延長は5年される予定なんですけれども、そちらのほうの施行期日といいますか、その部分が令和9年の1月1日ということになりますので、その期間延長の部分につきましては、後の施行期日が到来したら改めて議案として上程させていただく予定でございます。

こちらのほうに記載させていただいております個人住民税の期間延長と特例の期間延長につきましては2点ございまして、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例が3年間延長、そして、優良住宅地の造成のための土

地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例ということが3年間の期間延長とされております。すみません、ちょっと説明が足りなかったなと思いますけど、肉用牛のほうにつきましては、町のほうで肉用牛の飼育をされているところはございませんので、こちらのほうは対象はなかったと。

そしてまた、優良住宅のほうにつきましては、令和6年度分は課税は該当があったんですが、令和7年度分は課税の該当はないといったことでございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○8番

ちょっと調べるとね、中古住宅の控除が大幅拡大されると。期間10年から13年にと、こうなってるんですね。借入れ限度額も最大、これまでの3,000万円を4,500万円にと。さらにですね、長期優良住宅や、これZEH水準、意味はちょっと私、分かんないんですけど、性能によって借入れ限度額が変わるとか、こういうふうになってるんですけどね、この辺は今回、どこまで条例に書かれてるのかちょっと分かんないですけども、これ、よく、取りあえず4月1日施行の分だけ条例に上げてですね、あとまた条例、6月か9月議会に変えるとかそういうのもありなのか。ほんで、今私が言ったようなことも含めて、それはもう既になっているのか、今後それを条例変更するのかね、その辺はどうなんですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

今回の地方税法等の一部の改正というのはちょっと幅広いものがございまして、令和8年度の税改正では、議員、今お述べの部分とか、また物価高騰に対応した給与所得の控除の引上げとか、ふるさと納税制度の見直し等、様々な分野があったかなと思うんですけども、こちらのほうは令和8年4月1日施行とかの部分もあります。ただ、今回、町の税条例とひもづいている内容ではございませんので、その部分については改正を行っていないといったところでございます。

そしてまた、先ほど述べた住宅ローン控除の期間延長とか固定資産の免税点の引上げ等については、施行期日がまだ到来していない部分がありますので、改めて議案として上程させていただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○ 8 番

分かりました。

それと、固定資産税のほうなんですけども、今ちょっと説明あった、改修特別特定建築物、これは平群町じゃないと思うんですが、その辺でですね、一番聞きたいのは、わがまち特例ということで説明があるんですけども、これについて、平群町には、このわがまち特例って何かやってるものがあるんですか。あれば説明していただけますか。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

固定資産税の関係ということで、今現在言っていた施設のほうにつきましては、今、平群町のほうについては、正しくまだ把握はできていないといった部分でございますけれども、わがまち特例というのは地域決定型地方税特例措置といったことで、地域の実情に対応した政策を展開できるという観点から平成24年度より導入された特例措置なんですけれども、こちらのほうにつきましては、平群町でも太陽光とか水力発電、そういった部分が該当項目として挙げさせていただいておりますけれども、まだ平群町といたしまして、わがまち特例で何か軽減があったということは、事例はございません。

以上でございます。

○ 議 長

山口議員。

○ 8 番

いやいや、そのわがまち特例でね、例えば太陽光とかが対象になるというのは聞いてるんですが、その場合、例えば、国の基準を参酌するということになれば全国基準ですよ。それを特別に高くするとか低くするとか、それはできるということでしょう。そういうことは、町としては、平群町内にも太陽光のですね、どこまでこれ税金かかるのか、多分、償却資産ということになるんだと思うんですけども、既に償却資産としては、それは今、国の基準を参酌した基準でやってるということですよ。平群町の場合は超過税率で固定資産税やから、1.58で取ってるという、そういうことでいいんですか。それを今後変えることを考えてるのかどうか、その点も含めて答えてもらえますか。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

このわがまち特例の課税標準の2分の1、3分の1という形になりますけれども、今回、改正前の今までも国の参酌基準どおりの整備を行っているといった部分でございます。課税標準の2分の1とかいった形になっています。償却資産の何年度分という形になってるかなと思います。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○8番

ごめん、ちょっとそのわがまち特例って、国の、要するに参酌基準より低くするということなの。高くするということはできないの。今の話やったら低くする話ばかりやけど、それは、ごめんね、もうちょっとちゃんと調べたらよかったんやけど、それは、いろんなところがいろんなことやってると思うんですけどね、いや、平群町はお金ないんやからちょっと高くもらいましょうかとかいうのができるのかどうかね、そこはどうなんですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

申し訳ございません。この項目ごとにその税率の参酌基準というのは決まっておるんですけれども、また、国のほうでも、例えば3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下とか、その項目によって違うんですけど、その中で町独自で決めてもいいよということですけども、平群町におきましては、この3分の2を参酌ということで、国の参酌基準と同等の基準で設定をしておるといったところでございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○8番

いや、それは分かってんねん。ただ、低くしか、今のやったら例出してくれてへんやんか。高くできんの、1.5倍とかにできるのかという話。それだけのことや。

○議長

総務部長。

○総務部長

すみません、ちょっと説明があれなんですけれども、平群町でいきますと、例えば、太陽光発電とかいいますと、現在、今度2分の1を参酌して3分の1

以上 3 分の 2 以下ということなんで、その 2 分の 1 よりも 3 分の 1、3 分の 2 になれば上がったり下げたりというのは、その範囲では決めることはできると。ただ、今平群町はその 2 分の 1 を参酌といった国と同等の割合で設定しているといったところでございます。

以上です。

○議 長

山口議員。

○ 8 番

要するに、国の参酌基準に幅があるから、その幅の以内で市町村が独自に決めるということですね。分かりました。

以上、結構です。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより承認第 2 号について採決を行います。

本案については承認することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については承認されました。

続きまして

日程第 4 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

(令和 7 年度平群町一般会計補正予算 (第 8 号) に

ついて)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

承認第3号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○8番

なぜその年度内に執行できなかったのかという理由。

それとね、いつもこの時期に聞く令和7年度の一般会計、普通会計、普通会計のほうでいいんですけども、まだ出納閉鎖終わってないんで確定はしてないと思いますが、決算状況どうなってるのか、その説明、簡単にしていただけますか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

まず、最初の御質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

その前に、この案件につきましては、昨年の5月議会におきまして、予算補正ということで可決を頂いた件でございます。1年間未着手、未着工ということで、今回承認を改めて賜るということになった点につきまして、まずもっておわびを申し上げたいというふうに思います。申し訳ございません。

そういった中で、なぜということの理由についてでございます。清掃センターで出てくる水道水につきましては、今まで、炉の冷却ということで、冷却水として使用してまいりました。それが、3月末日、4月1日から生駒市へのごみ処理委託することによって冷却水として使用することがありませんので、それを合併浄化槽を設置して行うというものでございまして、そういった点から、3月末までにこの件につきましては竣工することで足りたということでございますけれども、そういった3月末までということの前提で、まずもって施行の期間を見誤ったということがまず一つ、それによって着手する時期が遅れたということでございます。

それぞれ事務を進めていく中で、浄化槽を設置するに当たりまして、関係機関との調整があることなどで時間が要するということが分かってまいりました。他の業務、懸案事項を優先する中で、優先順位をこの件につきまして後回しにしておったということが2点目の理由でございます。

そして最後に、もちろんその予算を執行していく上で、私も含めてですけれ

ども、適切に予算、事業が執行されておるのかということにつきましては、関係課ないし担当者との連絡を密にしながら執行管理をするべきでございましたが、そういった点につきましてもでき得てなかったということで、そういった原因で、今回、繰越しをさせていただくということでの提案とさせていただくことになったということでございます。

以上でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

令和7年の決算見込みということでございますけれども、現時点の状況ということで御理解をお願いしたいなと思います。

歳出で主なものにつきまして、まだ国保、後期、介護等の特別会計の繰出金がまだ未確定であります。そしてまた、不用額も未確定といったことでございます。歳入では県補助金、諸収入等の一部で未確定なものがございまして、確定的な情報ではございませんが、おおむね財政危機改善計画の財政見通しで見込んでいた数値、実質収支額は2億円弱に近いに決算になるのではないかなというような形で見込んでおります。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○8番

財政危機改善計画の資料では、単年度の普通会計で実質的に200万円、要するに、年度末の累積収支12億9,900万円から12億9,700万円に減る、200万円という赤字という、単純に言うとな、そういう内容。それに近い数字というか、それとあまり動いてないということなんで、そういうことでよろしいですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいま総務部長のほうで申し上げたとおりなんですけども、財政危機改善計画で見込んだ数字に近い決算になると見込んでおります。おっしゃっていただいたように、財政調整基金と、いわゆる剰余金処分を除いた純繰越金のことをおっしゃっておられるかと思いますが、おおむねその数字に近い内容になるかというふうに思っております。

以上です。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより承認第3号について採決を行います。

本案については承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については承認されました。

続きまして

日程第5 議案第26号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第26号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。植田議員。

○7 番

少し、算定基準の今回変更なんですけれども、昨年のベースと比べてどのような軽減世帯数の変化があったのか、この点について、すみません、御説明お願いします。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの御質問なんですけども、まず5割軽減のほうから申し上げますと、医療と支援金分について、拡大前の令和7年度については298世帯、そこから8世帯増えまして、拡大後は306世帯となります。被保険者数も拡大前の500人から13人増えまして、拡大後は513人となります。

また、介護分につきましては、拡大前が121世帯、拡大後は1世帯増えまして122世帯となります。被保険者数も拡大前が143人から1人増え、144人となります。

2割軽減につきましては、医療、支援金分について、拡大前の330世帯から7世帯増えまして337世帯、被保険者数も拡大前の545人から14人増えまして、559人となります。

また、介護分につきましては、拡大前、101世帯から5世帯増え、106世帯となります。被保険者数も121人から8人増えまして、129人となります。

ちなみに、7割軽減につきましては変更なしで、令和7年度実績でお答えさせていただきますと、医療、支援金分が663世帯、被保険者数が879人、介護分が336世帯、被保険者数が373人となります。

以上です。

○議 長

ほかございませんか。山口議員。

○8 番

去年も同じことを聞いててね、5割軽減で、去年は384世帯と言ってたのが今度は306世帯ということになって、この分、相当減ってるんですね。

それと、介護分のほうも大分減ってるんですが、医療分だけベースに言うと、今度の数で5割が306世帯、それから2割が337、643、それに667ですから、7割がね。ということは、1,300超えてくるんですね。1,300世帯ぐらいかな、全体で。これね、1,300世帯って加入者数が、新年度の県の推計では2,085世帯になってるんやね。だから、その65%ぐらいになるんやけど、減免世帯のほうが全体の3分の2近くになるって、今回、これ計算してみてちょっとびっくりしたんやけど、去年のやつ見てね。大体ずっとこんなもんか。これ、ちょっと今日は答えられなくてもいいけど、よそは一体どうなってるのか、県全体でどうなってるのかというのは1回ちょっと調べておいてくれへんか。

要するに、何が言いたいかというと、国保加入世帯の3分の2が減免措置を受けないといかんような、要するに所得だということです。それぐらい所得が低いのに、支払うお金は、要するに、被用者の健康保険より高いんですよね。だから、この矛盾ね、平群町だけでどうにもなるんですけど、県全体で今やってるわけやから、その辺、県にこんなおかしいやろうと、やっぱり国の制度として考えなあかん時期に来てるんじゃないかということだね、町のほうからですね、県通じて、やっぱり問題あり過ぎるよというのは言ってもらえませんか。僕もこれ、こんななってるとはびっくりしたんですけど、吉田課長、新任で申し訳ないけど、県の会合のときにその辺の話もね、議会でこんな意見も出てますということで言ってもらえるとありがたいんですが、その点どうですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

前年との比較ということで、私も今、数字持っておりますので、比較した上で、増えてきてるという状況については確認をしております。県下の状況については、今のところ、データとして情報として持っておりませんので、それにつきましては、またお時間を頂きまして調査をさせていただいてお示しもさせていただけたらというふうに思います。まず、状況だけ確認をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長

ほかございませんか。山口議員。

○8番

県に会合のときに話してねというのは、その答弁ないけど。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

すみません、まず状況を確認させていただいて、県下の状況、全市町村でそういう状況が起こっておるのであれば、その原因も含めて県のほうには確認もさせていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第26号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

それでは、11時15分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時01分)

再 開 (午前11時15分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

私は議長の辞職願を副議長に提出いたしました。

お諮りします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。それでは、この際、議長辞職の件を日程に追加し、日

程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議長辞職の件を議題とし、副議長と交代します。

副議長、前へお願いします。

議長退席、副議長着席

○副議長

それでは、審議を続行いたします。

本件につきましては、山田議員の一身上に関する件でございますので、地方自治法第117条の規定により山田議員の退席を求めます。

山田仁樹議員退場

○副議長

職員に辞職願を朗読させます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

辞職願

令和8年5月8日

平群町議会副議長 井戸太郎 殿

平群町議会議長 山田仁樹

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長

お諮りします。

山田仁樹議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○副議長

異議なしと認めます。よって、山田議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

山田議員に入場いただいて、挨拶を受けます。

山田仁樹議員入場

○副議長

御挨拶をお願いします。

○10番

昨年5月に議長に就任させていただきまして、この1年間、皆様の御協力、お力添えを賜りながら、何とか大過なく1年、議長の職務を遂行することができました。まずもってお礼を申し上げます。

思い起こしますと、この1年間にいろいろな皆さんのお力添えを賜りながら、一つは、新庁舎建設特別委員会の報告を取りまとめることをしていただきました。また、議会運営についても、これからいろいろな面で議会が変革できるように、まず第一歩を踏み出したところですが、私自身、この議長の職を辞した後も、皆さんとともに一緒にいろんなことを考えながら、より深い議論になるように、また、住民にとっても分かりやすい、そんな議会運営になるように、皆さんと一緒に考えながら、一議員として取り組んでいきたいと思いますので、今後ともよろしく願いを申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。1年間、どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○副議長

異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法で行うか御審議をお願いいたします。

「投票」の声あり

○副議長

投票という声がありましたので、選挙は投票により行います。

議場を閉鎖してください。

議場閉鎖

○副議長

ただいまの出席議員は１２人であります。会議規則第３２条第２項の規定により、立会人に関議員及び植田議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

配付、お願いいたします。

投票用紙配付

○副議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○副議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

投票箱点検

○副議長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

局長の点呼により順次投票

○副議長

投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○副議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。関議員及び植田議員、開票の立会いをお願いします。

開票

○副議長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票ゼロ票、白票ゼロ票です。

有効投票のうち、山口議員 6 票、長良議員 5 票、岩崎議員 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、山口議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

議場開鎖

○副議長

ただいま議長に当選されました山口議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

この際、各位に報告いたします。議長は王寺周辺広域休日応急診療施設組合議会、老人福祉施設三室園組合議会、奈良県広域消防組合議会の議員にただいま就任されました。

議長就任の御挨拶がございます。御挨拶、よろしくお願いいたします。

○議長

皆さん、御推挙いただきありがとうございます。一昨年に続いて議長をさせていただくことになりました。これまで以上に民主的な運営に心がけたいというふうに考えています。

また、言うまでもないんですが、町議会については、町政のチェックと、それから住民の皆さんの声をしっかりと行政に反映する、この二つが一番大きな目的でありますので、それを皆さんのお力もお借りしながらですね、平群町の

発展、また住民の皆さんの福祉増進に力を尽くしたいと思いますので、これから1年間よろしくお願いいたします。ありがとうございます。(拍手)

○副議長

ありがとうございます。

次に、議長章の授与を行います。

事務局より議長章授与

○副議長

では、議長、議長席にお着き願います。

新議長着席

○議長

それでは、11時45分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時33分)

再 開 (午前11時45分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

副議長の井戸議員から辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

続きまして

追加日程第3 副議長辞職の件を議題とします。

本件につきましては、井戸議員の一身上に関する件でございますので、地方自治法第117条の規定により井戸議員の退席を求めます。

井戸太郎議員退場

○議長

職員に辞職願を朗読させます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

辞職願

令和8年5月8日

平群町議会議長 山口昌亮 殿

平群町議会副議長 井戸太郎

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長

お諮りします。

井戸太郎議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、井戸議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

井戸議員に入場いただいて、挨拶を受けます。

井戸太郎議員入場

○9番

今回、一身上の都合により辞職することになりました。1年間ありがとうございました。（拍手）

○議長

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

続きまして

追加日程第4 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法で行うか御審議をお願いします。

「投票」の声あり

○議長

投票の声がありましたので、選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

議場閉鎖

○議長

ただいまの出席議員は12人であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に稲月議員及び森田議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

配付をよろしく申し上げます。

投票用紙配付

○議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議 長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

投票箱点検

○議 長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

局長の点呼により順次投票

○議 長

投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議 長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。稲月議員及び森田議員、開票の立会いをお願いいたします。

開票

○議 長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票ゼロ票、白票ゼロ票。

有効投票のうち、井戸議員 7 票、岩崎議員 5 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、井戸議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

議場開鎖

○議長

ただいま副議長に当選されました井戸議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

副議長就任の挨拶がございます。副議長、よろしくお願いします。

○副議長

ただいま副議長の職を仰せつかりました井戸でございます。

引き続き1年間、一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。(拍手)

○議長

議長宛てに各特別委員会の委員から辞任願が提出されております。

お諮りします。

この際、特別委員会の委員の辞任許可についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員の辞任許可についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

続きまして

追加日程第5 特別委員会の委員の辞任許可についてを議題とします。

お諮りします。

各特別委員会の委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、各特別委員会の委員の辞任を許可することに決定いたしました。

ただいま各特別委員会の委員が欠員となりました。

お諮りします。

この際、特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

続きまして

追加日程第6 特別委員会の委員の選任について及び

日程第6 常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について
を会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

ただいま議題となりました各委員の選任方法については、どのような方法で選任すればよいか御審議をお願いいたします。

「選考委員会」の声あり

○議長

選考委員会という声がありますので、議長のほうから選考委員の指名をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。選考委員については、私山口と、それから副議長の井戸議員、前議長の山田議員、そして岩崎議員をもって選考委員に選任したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よろしくをお願いいたします。

それでは、委員会の構成もありますので、暫時休憩といたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0 時 0 0 分)

再 開 (午後 2 時 0 0 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

各委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとされております。

休憩中、選考委員会を開催し、協議していただきました。各常任委員会、議会運営委員会委員及び特別委員会委員の所属を決定いたしましたので、御報告いたします。

名簿を配付します。

名簿配付

○議 長

それでは、局長のほうから報告をいたします。局長。

○局 長

それでは、お手元に配付させていただきました名簿に基づきまして御報告申し上げます。なお、敬称は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

総務建設委員会、委員長、関順子議員、副委員長、植田いずみ議員、委員、岩崎真滋議員、長良俊一議員、山田仁樹議員、馬本隆夫議員。

文教厚生委員会、委員長、稲月敏子議員、副委員長、須藤啓二議員、委員、山本隆史議員、山口昌亮議員、井戸太郎議員、森田勝議員。

下水道事業特別委員会、委員長、森田勝議員、副委員長、長良俊一議員、委員、須藤啓二議員、井戸太郎議員、山田仁樹議員、馬本隆夫議員。

財政検討特別委員会、委員長、長良俊一議員、副委員長、山田仁樹議員、委員、山本隆史議員、植田いずみ議員、山口昌亮議員、馬本隆夫議員。

議会改革特別委員会、委員長、岩崎真滋議員、副委員長、井戸太郎議員、委員、山本隆史議員、稲月敏子議員、山口昌亮議員、森田勝議員。

公共交通対策特別委員会、委員長、馬本隆夫議員、副委員長、関順子議員、委員、長良俊一議員、稲月敏子議員、植田いずみ議員、森田勝議員。

新庁舎建設特別委員会、委員長、植田いずみ議員、副委員長、山本隆史議員、委員、関順子議員、須藤啓二議員、岩崎真滋議員、山口昌亮議員。

議会運営委員会、委員長、山田仁樹議員、副委員長、岩崎真滋議員、委員、

関順子議員、須藤啓二議員、稲月敏子議員、井戸太郎議員。

議会だより編集委員会、委員長、山田仁樹議員、副委員長、岩崎真滋議員、委員、関順子議員、須藤啓二議員、稲月敏子議員、井戸太郎議員。

以上でございます。

○議長

ただいま局長から報告いたしました各委員会の委員の選任については、以上のように指名いたします。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの委員長、副委員長、委員に選任することに決定しました。

次に、任期満了に伴います清掃センター運営審議会委員の報告を申し上げます。

清掃センター運営審議会委員は、須藤議員、山田議員、馬本議員、そして私、山口を指名いたします。

以上で報告を終わります。

続きまして、議会選出の監査委員、山本議員より、本日をもって監査委員を退職したい旨を町長に申出されております。

よって、この際、同意第２号 監査委員の選任に同意を求めることについてを、地方自治法第１０２条第６項の規定に基づき、追加日程として議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。

議案の配付を行います。

議案配付

○議長

続きまして

追加日程第７ 同意第２号 監査委員の選任に同意を求めることについて

を議題といたします。

ただいま町長のほうから選任されました山本議員は、地方自治法第117条の規定により、自己の一身上に関する事項でありますので、御退席願います。

山本隆史議員退場

○議長

議案の朗読を事務局長より求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

同意第2号

監査委員の選任に同意を求めることについて

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年5月8日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町菊美台5丁目6番15号

氏 名 山 本 隆 史

生年月日 昭和43年1月27日

以上でございます。

○議長

提案者の提案理由の説明を求めます。西脇町長。

○町長

ただいま局長より朗読のありました同意第2号の監査委員の選任に同意を求めることについての提案の説明をさせていただきます。

監査委員は、地方自治法第199条に基づき、財務監査や行政監査など、町の行政運営を公正かつ効率的に行うための重要な役割を担っております。この監査委員の構成及び選任方法は同法第196条に定められており、議会選出の委員については議会の同意を頂く必要があります。このたび、監査委員として職務を適切に遂行していただくため、山本議員を監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。何とぞ慎重に御審議の上、同意賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、同意第2号について採決を行います。

本案については、原案のとおり選任同意することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第2号については原案どおり選任同意することに決定しました。

山本議員に御入場いただいて、御挨拶を受けたいと思います。

山本隆史議員入場

○議 長

山本議員、御挨拶をお願いします。

○5 番

ただいま、西脇町長から選任を頂き、議員の皆様から御同意を賜りました山本隆史でございます。

令和7年度の監査の経験を生かしまして、令和8年度も引き続き職務を全うしてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議 長

以上で本臨時会に付議された事件について、全部終了いたしましたので、これをもって会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして御挨拶をお願いいたします。西脇町長。

○町 長

議員各位におかれましては、熱心に慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。また、本日、上程をさせていただきました全議案につきまして、可決、承認、同意を頂き、誠にありがとうございました。また、議会の役員改選の案件についての御審議を頂き、議長に山口議員が、副議長に井戸議員が選出をされましたことに心からお祝いを申し上げます。議長、副議長におかれましては、今後とも議会運営により一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。また、各常任委員会等の委員選出についても決定を頂きました。委員の皆様方におかれましては、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、平群町のさらなる発展のために議員皆様の御理解と御協力をお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

これをもって令和８年平群町議会第３回臨時会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 ２時 １１分)